

公告第1号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和4年1月11日

郡山地方広域消防組合

管理者 品川萬里



第1 制限付一般競争入札に付する事項

工事番号	第8号
業種	電気設備工事
工事名	郡山地方広域消防組合消防本部非常用自家発電設備・受変電設備改修工事
施行場所	郡山市堂前町 地内
工期	契約締結の日から令和4年9月30日(金)
工事概要	消防本部施設内の非常用自家発電設備及び受変電設備の改修 (SRC造 地下1階・地上6階 延床面積 6,947.31m <sup>2</sup> )
支払条件	1 前金 払 有り 2 中間前金 払 有り 3 部分 払 有り
最低制限価格	有り
建設リサイクル法 (平成12年法律第104号)	対象
議会の議決に付すべき契約	対象

第2 入札執行の場所及び日時

1 場所 郡山地方広域消防組合消防本部 5階講堂  
(郡山市堂前町5番16号)

2 日時 令和4年1月28日(金)午前10時00分

※郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成13年4月24日制定)に基づく、郡山市の令和3・4年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に業種「電気工事」で登録されている者であること。

- 3 郡山市の令和3・4年度工事等指名競争入札参加有資格業者のうち、電気工事においての格付けがA等級に認定されている者、又は郡山市の令和3・4年度入札参加資格審査申請時に提出した経営事項審査の結果の電気工事に係る総合評定値が、800点以上の者であること。
- 4 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 5 本組合管内に本店又は営業所等を有する者であること。
- 6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく、建設業の許可を有する者であること。  
ただし、当該工事において4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 8 役員等が郡山暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 9 過去に、国、県及び他の地方公共団体が発注した業務で、その種類又は規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行した者であること。
- 10 本工事において、次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。  
ただし、当該工事において契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置すること。
- (1) 1級電気工事施工管理技士の資格を有していること。  
ただし、当該工事において4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- (2) 入札参加の申請時において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
- ※1 本工事においては、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
- ※2 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により補修が必要となった場合は、補修完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
- ※3 入札参加の申請時において、配置予定技術者を特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。  
ただし、落札者となった場合は、契約を締結する前に配置予定技術者を特定し、申請するものとする。

#### 第4 設計図書等の閲覧

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本工事に係る設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を、次のとおり閲覧することができる。

- (1) 期間 令和4年1月11日(火)から令和4年1月20日(木)まで  
(郡山地方広域消防組合の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第1条に規定する組合の休日(以下「組合の休日」という。)を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課(消防本部庁舎4階)

## 2 設計図書等の複写

入札参加希望者は、【別紙1】設計図書等借用申込書を提出し、総務課長の承諾を得て、閲覧期間内において設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

## 第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認後、【別紙2】入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び【別紙3】入札参加資格確認申請書を、郡山地方広域消防組合管理者(以下「管理者」という。)に提出し、当該業務に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を管理者に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

## 2 申請書等の受付

- (1) 期間 令和4年1月11日(火)から令和4年1月20日(木)まで(組合の休日を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課において行う。  
(郵送等の取扱いは行わない。)

## 3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により、令和4年1月26日(水)までに通知するものとする。

## 第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、【別紙4】設計図書等質問書を令和4年1月11日(火)から令和4年1月17日(月)午後5時15分まで(組合の休日を除く。)に電子メール又は直接持参の上、提出するものとする。

なお、直接持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に、消防本部総務課に提出すること。電子メールの場合は、次に指定する宛先に送付するとともに、必ず電話連絡を行うこと。

メールアドレス：[somu-shomu@shobo.koriyama.fukushima.jp](mailto:somu-shomu@shobo.koriyama.fukushima.jp)

電話番号：024-923-8171

- 2 質問に対する回答は、令和4年1月24日(月)までに質問者に回答するとともに、【別紙5】設計図書等回答書を、郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載するものとする。

## 第7 入札保証金

入札保証金については、郡山地方広域消防組合契約規則第25条の規定により免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合(本公告第12第2項に掲げる要件により契約を締結

しない場合を除く。)は、納付しないこととした入札保証金(入札金額の5%)と同額の金額を郡山地方広域消防組合に納めること。

#### 第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか、免除業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第9 入札の中止等

本工事に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

#### 第10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 第11 落札者の決定等

1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 入札回数は、原則2回を限度とする。

ただし、再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とする。(見積書の提出は原則2回を限度とする。)

#### 第12 契約締結及び契約書の作成

1 落札者の決定後、7日以内に行わなければならない。

2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第6項又は第7項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。

(3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、本組合は一切の責めを負わないものとする。

4 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則(昭和48年郡山地方広域消防組合規則第16号)による。

#### 第13 入札に関する注意事項

1 入札書及び委任状には、工事名を記載すること。

2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

- 3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を提出しなければならない。工事内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。
- 4 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

#### 第14 その他

- 1 本契約は、議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得た場合に成立する。
- 2 落札者が申請した配置予定技術者について、正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止措置を行うことがある。
- 3 落札者が契約を締結しない場合（本公告第12第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止措置を行うことがある。
- 4 必要な様式は、郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。
- 5 不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-8171）まで問い合わせること。